

しれとこ産業まつり 出店（展）者募集要領

1. 開催日時 令和7年9月28日（日） 10：00～14：00（販売開始：10：15～）
2. 出店（展）者参加要件
 - （1）申込数に応じての対応となるため、申込み多数の場合は、①→②→③の順を優先とする。
 - ①斜里町内で活動する団体
 - ②斜里町内事業者
 - ③斜里町外事業者
 - （2）しれとこ産業まつりの運営に協力し、「しれとこ産業まつり出店（展）者募集要領」を守れる方。
3. 出店（展）数 屋外30区画程度
 - （1）店舗等に対し1小間（4m×4m）までは優先
 - （2）小間に空きがある場合には、複数小間申し込み（既に1小間確保）の中から、2小間目以上の可否については実行委員会で審査のうえ、全ての区画を決定する。
 - （3）出店料
1区画（4m×4m）3,000円（電気・水道使用料を含む）
※ただし、団体のPR活動など、売上げが30,000円に満たない場合は徴収しない。
 - （4）区画内におけるテント（3m×3m）・テーブルやイス等を貸し出しますが、共有スペースからの持ち運び、設置、片付けなど各自で行うこと。※自前での持ち込み可。
※数に限りがあるため、数が多い場合は調整をする場合があります。
 - （5）飲食物の販売にあたっては、保健所許可申請等を各自で用意すること。
 - （6）開催時間内（10：00～14：00）はブースの撤去は行わないこと。
 - （7）会場レイアウトについては出店（展）申し込み締め切り後、事務局で調整する。
 - （8）出店（展）者の申込数が予定数よりも多数だった場合は、「2. 出店（展）者参加要件」に沿って事務局で調整する。
4. 物品の搬入・搬出
 - （1）搬入期日 令和7年9月27日（土） 12時～15時
令和7年9月28日（日） 7時～9時
 - （2）搬出期日 令和7年9月28日（日） 14時30分～

※まつり運営に支障をきたさぬよう、搬入搬出時間は厳守とする。
※搬入搬出時間後の車両の乗り入れを禁ずる。
※搬入搬出の車両乗り入れの経路については事務局の指示に従うこと。

5. 出店（展）内容について

販売（自社製品、自社取扱商品、飲食（酒類））、技術、サービスなどのPR、展示など。

※ただし、次に該当する場合は出店（展）できません。

- （1）公序良俗に反する業務内容・PR活動・商品などの販売。
- （2）著しい臭気・騒音・振動などを発するもの、また、薬物などの危険なもの。
- （3）来場者の個人情報を収集することが目的とされるもの。
- （4）キャッチセールス・押し売りなど来場者を不快にさせるもの。
- （5）指定暴力団の構成員及び準構成員による出店（展）
- （6）その他、実行委員会が不適切と認めるもの。

6. 出店（展）条件

- （1）商品には、品名、価格等を必ず表示すること。
- （2）各出店（展）者は、販売員または商品の説明者を必ず配置すること。
- （3）出店者は税込価格を表示すること。
- （4）法令により許可証を必要とする出店（展）者は、必ず該当許可を事前に受けること。

※食品を取り扱う場合は、保健所の許可が必要となります。

申請については出店（展）者が申請していただくこととなっております。

- （5）火気を使用するブースでは、消火器の設置が必須となります。消防申請を実行委員会で行いますので申込みください。
- （6）雨天等での売れ残りについては、出店（展）者の損失となることを了承すること。

7. その他

- （1）本要領に記載のない事項については、実行委員会が別に定める。